

令和7年第4回定例会例規等審査委員会での主な意見と対応一覧

審査番号	条例名	意見	対応
1	和泉市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	<ul style="list-style-type: none"> ○提案理由中「アクセス性の向上」という表現がわかりにくいのではないか。 ○「和泉市立老人集会所条例の一部改正」と同内容であるにもかかわらず、提案理由の表記が異なっている。 	<p>提案理由について、</p> <p>修正前「北信太駅西口広場及びアクセス道路の整備に合わせた自転車による鉄道駅へのアクセス性の向上を目的として、北信太駅西自転車駐車場を設置するに当たり、所要の規定の整備を行う必要がある。」</p> <p>修正後「北信太駅西口広場及びアクセス道路の整備に伴い、鉄道利用者の利便性向上のために北信太駅西自転車駐車場を設置するに当たり、名称及び位置を定めるほか、所要の規定の整備を行う必要がある。」</p> <p>に改める。ただし、「アクセス道路」の表記については、これまで固有名詞として扱ってきたため、そのままとする。</p>
2	和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例	「和泉市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正」と同内容であるにもかかわらず、提案理由の表記が異なっている。	上記のとおり「和泉市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正」の表現を修正するため、こちらは修正しない。
3	和泉市環境未来共創金条例	<ul style="list-style-type: none"> ○何の最終処分場というのが分かりにくいので、補足する必要はないか。 ○環境未来共創金という呼称について、提案理由や第1条には「環境」に関するものとされていないが、この呼称でよいのか。 	<p>提案理由について、</p> <p>修正前「本市に所在する最終処分場において産業廃棄物の埋立処分を行う事業者からの納付金をもって、最終処分場の立地に伴う本市特有の諸問題への対策等を行うことにより持続可能なまちづくりの実現を図る必要がある。」</p> <p>修正後「市域内に産業廃棄物の最終処分場を設置した事業者からの納付金をもって、本市の環境政策をより一層推進させることにより、持続可能なまちづくりの実現を図る必要がある。」</p> <p>に改め、それに伴い、第1条及び第9条も同様に改める。ただし、本則中の「最終処分場」は、第2条において「産業廃棄物の最終処分場」と定義しているため、修正しない。</p>
4	和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例	今回新設する規定について、占有者に関する規定の間に挿入されることなるが、よいのか。	今回新設する規定は、占有者に関する規定の後の第22条から挿入することとする。